

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和6年12月4日(2024.12.4)

【公開番号】特開2024-14616(P2024-14616A)

【公開日】令和6年2月1日(2024.2.1)

【年通号数】公開公報(特許)2024-020

【出願番号】特願2022-117581(P2022-117581)

【国際特許分類】

C 0 9 J 1 3 3 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 9 J 4 / 0 2 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 9 J 1 1 / 0 6 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 9 J 7 / 3 8 ( 2 0 1 8 . 0 1 )

C 0 9 J 7 / 4 0 ( 2 0 1 8 . 0 1 )

G 0 2 B 5 / 3 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

B 3 2 B 2 7 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

【 F I 】

C 0 9 J 1 3 3 / 0 0

C 0 9 J 4 / 0 2

C 0 9 J 1 1 / 0 6

C 0 9 J 7 / 3 8

C 0 9 J 7 / 4 0

G 0 2 B 5 / 3 0

B 3 2 B 2 7 / 0 0

M

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月26日(2024.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材シート、粘着剤組成物を含む塗布層、はく離ライナーをこの順に含む積層体に光を照射して、前記塗布層から粘着シートを形成する工程Aと、前記粘着シートから前記はく離ライナーを剥離する工程Bと、  
を含み、

前記工程Bで剥離された前記はく離ライナーを用いて前記工程A及び前記工程Bを繰り返し実施して、前記はく離ライナーを再利用する、粘着シートの製造方法。

40

ただし、前記粘着剤組成物は、

(メタ)アクリル系単量体を含む単量体群及び/又は前記単量体群の部分重合物、並びに、光重合開始剤を含む、光硬化型の粘着剤組成物であって、

前記粘着剤組成物は、酸化防止剤をさらに含み、

下記試験により求めた剥離力 $PS_1$ が $1.0\text{ N} / 50\text{ mm}$ 以下である。

試験：基材シート、前記粘着剤組成物を含む塗布層、及び厚さ $120\text{ nm}$ の離型層を有するはく離ライナーをこの順に含む積層体に、照度 $2.42\text{ mW} / \text{cm}^2$ 、照射時間10分の条件で紫外線を照射して、前記塗布層から粘着シートを形成する工程A'と、前記粘着シートから前記はく離ライナーを剥離する工程B'とを行う。前記工程B'で剥離された前記はく離ライナーを用いて前記工程A'及び前記工程B'を繰り返し実施して、前記はく

50

離ライナーを再利用する。未使用の状態から数えて前記粘着シートから1回剥離させた、前記工程B<sub>1</sub>によって得られた前記再利用のはく離ライナーと、繰り返し実施による前記工程A<sub>1</sub>で得られた前記粘着シートとの剥離力 $PS_1$ を特定する。

【請求項2】

前記剥離力 $PS_1$ が $0.5\text{ N} / 50\text{ mm}$ 以下である、請求項1に記載の粘着シートの製造方法。

【請求項3】

前記試験において、未使用の状態の前記はく離ライナーと前記粘着シートとの剥離力 $PS_0$ が $0.01\text{ N} / 50\text{ mm}$ 以上である、請求項1に記載の粘着シートの製造方法。

【請求項4】

前記酸化防止剤は、ヒンダードフェノール系化合物及びヒンダードアミン系化合物からなる群より選ばれる少なくとも1つを含む、請求項1に記載の粘着シートの製造方法。

【請求項5】

前記酸化防止剤の分子量が1500以下である、請求項1に記載の粘着シートの製造方法。

【請求項6】

前記単量体群は、カルボキシル基含有単量体を含む、請求項1に記載の粘着シートの製造方法。

【請求項7】

前記粘着剤組成物における溶剤の含有率が5重量%以下である、請求項1に記載の粘着シートの製造方法。

【請求項8】

前記粘着シートの厚さが $5 \sim 40\ \mu\text{m}$ である、請求項1に記載の粘着シートの製造方法。

【請求項9】

請求項1に記載の製造方法によって形成された粘着シートと光学フィルムとを積層して、粘着シート付き光学フィルムを形成することを含む、粘着シート付き光学フィルムの製造方法。

【請求項10】

前記光学フィルムが、偏光フィルム及び位相差フィルムからなる群より選ばれる少なくとも1つを含むフィルムである、請求項9に記載の粘着シート付き光学フィルムの製造方法。

10

20

30

40

50